厚木市介護職人材確保支援事業

厚木市が介護職のあなたを応援する3つの

助成金

転入

厚木市内の
介護事業所等に勤務
し、転入する方に

20万円

復職

厚木市内の
介護事業所等に
復職する方に

20万円

研修

厚木市内に
在住在勤で、
研修を受講した方に

研修費の最大 **3/4**
（上限なし）

詳しくは裏面をご覧ください

お問合せ先

【介護保険サービス関係】
厚木市市民福祉部介護福祉課介護給付係　電話：046-225-2240（直通）

【障害福祉サービス関係】
厚木市市民福祉部障がい福祉課障がい給付係　電話：046-225-2225（直通）

詳しくはこちら

転入

介護職転入奨励助成金

【対　象】市内に転入し、市内の介護保険事業所等に就職する又は、勤務している常勤介護職等（有資格者）

【助成額】市内に転入する際に要した費用として一律20万円

【手続き】介護職等の資格証明等、同意書、就労証明書等を添えて申請

【その他】介護職転入奨励助成金等の類似の補助を受けた場合は、支給できません

復職

介護職復職等奨励助成金

【対　象】介護職として働いていない期間が１年以上ある市内在住の常勤介護職等（有資格者）

【助成額】市内の介護保険事業所又は障がい児者福祉指定事業所に就労する際に要した費用の一部（一律20万円）

【手続き】介護職等の資格証明等、同意書、就労証明書等を添えて申請

【その他】介護職復職等奨励助成金等の類似の補助を受けた場合は、支給できません

個人向け

介護職員等研修支援事業

【対　象】①市内の介護保険指定事業所又は障がい児者福祉指定事業所で、介護に従事している職員
②対象となる研修を修了後１年以内に、市内の介護保険指定事業所又は障がい児者福祉指定事業所に介護職として就労した方

【助成額】個人が負担した、介護職に係る資格取得の受講料の一部
【市内在住の方】研修費用の3/4（上限なし）【市外在住の方】研修費用の1/2（上限なし）

【手続き】研修を修了したことを証明する書類の写し、領収書、就労証明書等を添えて申請

【その他】対象となる研修及び資格などの詳細は、市のホームページをご覧ください
他の制度で助成を受ける場合は、助成等の額を控除した額が基準額となります

留意事項

1．申請には期日があります
2．申請後１年以内に退職や転出した場合は、補助金の返還を求める場合があります

詳しい内容については、お問い合わせください